

特定非営利活動法人ニート・フリーター支援対策機構  
理事 松井 孝司 様

埼玉県県民生活部共助社会づくり課長 谷澤 正行 印



### 市民への説明の要請について

貴法人から、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）第29条の規定に基づく事業報告書等（平成29年度分）の書類が提出されないため、下記1のとおり文書督促を行いました。当該書類は提出されておられません。

ついては、「埼玉県における「NPO法の運用方針」について」に基づき、下記2により市民への説明を実施するとともに、当該説明の実施状況及び内容等を書面により埼玉県まで報告するよう要請します。

なお、3年以上にわたって提出がない場合は、NPO法第43条第1項に基づき、設立認証取消しの処分を行うことになることを申し添えます。

### 記

#### 1 文書督促等

平成29年度文書督促1回目：平成30年12月13日付共助第489-1号

平成29年度文書督促2回目：平成31年3月14日付共助第669-2号

#### 2 市民への説明について

##### (1) 説明していただきたい内容

ア 事業報告書等を所轄庁へ提出していない理由

イ 今後の提出の予定

##### (2) 説明の実施方法

市民への説明は貴法人により自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人に委ねられますが、参考例としては以下のものがあります。

- ・貴法人の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・貴法人が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。
- ・適切な人数を収容できる会場において説明会を開催する。

##### (3) 説明等の期限

ア 説明の実施

令和元年8月28日（水）

イ 埼玉県への書面による報告

令和元年9月11日（水）必着

#### 3 報告書提出先及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県県民生活部共助社会づくり課 NPO認証担当

電話番号：048-830-2823 F A X 番号：048-830-4751

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び埼玉県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、埼玉県のホームページ上に掲載して公表します。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合も、その旨を掲載し公表します。

特定非営利活動法人ニート・フリーター支援対策機構  
理事 高井 優子 様

埼玉県県民生活部共助社会づくり課長 谷澤 正行 印



### 市民への説明の要請について

貴法人から、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）第29条の規定に基づく事業報告書等（平成29年度分）の書類が提出されないため、下記1のとおり文書督促を行いました。当該書類は提出されておられません。

ついては、「埼玉県における「NPO法の運用方針」について」に基づき、下記2により市民への説明を実施するとともに、当該説明の実施状況及び内容等を書面により埼玉県まで報告するよう要請します。

なお、3年以上にわたって提出がない場合は、NPO法第43条第1項に基づき、設立認証取消しの処分を行うことになることを申し添えます。

### 記

#### 1 文書督促等

平成29年度文書督促1回目：平成30年12月13日付共助第489-1号

平成29年度文書督促2回目：平成31年3月14日付共助第669-2号

#### 2 市民への説明について

##### (1) 説明していただきたい内容

ア 事業報告書等を所轄庁へ提出していない理由

イ 今後の提出の予定

##### (2) 説明の実施方法

市民への説明は貴法人により自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人に委ねられますが、参考例としては以下のものがあります。

- ・貴法人の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・貴法人が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。
- ・適切な人数を収容できる会場において説明会を開催する。

##### (3) 説明等の期限

ア 説明の実施

令和元年8月28日（水）

イ 埼玉県への書面による報告

令和元年9月11日（水）必着

#### 3 報告書提出先及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県県民生活部共助社会づくり課 NPO認証担当

電話番号：048-830-2823 F A X 番号：048-830-4751

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び埼玉県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、埼玉県のホームページ上に掲載して公表します。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合も、その旨を掲載し公表します。

特定非営利活動法人ニート・フリーター支援対策機構  
理事 岡庭 義明 様

埼玉県県民生活部共助社会づくり課長 谷澤 正行 印



### 市民への説明の要請について

貴法人から、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）第29条の規定に基づく事業報告書等（平成29年度分）の書類が提出されないため、下記1のとおり文書督促を行いました。当該書類は提出されていません。

ついては、「埼玉県における「NPO法の運用方針」について」に基づき、下記2により市民への説明を実施するとともに、当該説明の実施状況及び内容等を書面により埼玉県まで報告するよう要請します。

なお、3年以上にわたって提出がない場合は、NPO法第43条第1項に基づき、設立認証取消しの処分を行うことになることを申し添えます。

### 記

#### 1 文書督促等

平成29年度文書督促1回目：平成30年12月13日付共助第489-1号

平成29年度文書督促2回目：平成31年3月14日付共助第669-2号

#### 2 市民への説明について

##### (1) 説明していただきたい内容

ア 事業報告書等を所轄庁へ提出していない理由

イ 今後の提出の予定

##### (2) 説明の実施方法

市民への説明は貴法人により自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人に委ねられますが、参考例としては以下のものがあります。

- ・貴法人の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・貴法人が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。
- ・適切な人数を収容できる会場において説明会を開催する。

##### (3) 説明等の期限

ア 説明の実施

令和元年8月28日（水）

イ 埼玉県への書面による報告

令和元年9月11日（水）必着

#### 3 報告書提出先及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県県民生活部共助社会づくり課 NPO認証担当

電話番号：048-830-2823 F A X 番号：048-830-4751

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び埼玉県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、埼玉県のホームページ上に掲載して公表します。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合も、その旨を掲載し公表します。

特定非営利活動法人ニート・フリーター支援対策機構  
理事 内田 和秀 様

埼玉県県民生活部共助社会づくり課長 谷澤 正行 印



### 市民への説明の要請について

貴法人から、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）第29条の規定に基づく事業報告書等（平成29年度分）の書類が提出されないため、下記1のとおり文書督促を行いました。当該書類は提出されていません。

ついては、「埼玉県における「NPO法の運用方針」について」に基づき、下記2により市民への説明を実施するとともに、当該説明の実施状況及び内容等を書面により埼玉県まで報告するよう要請します。

なお、3年以上にわたって提出がない場合は、NPO法第43条第1項に基づき、設立認証取消しの処分を行うことになることを申し添えます。

### 記

#### 1 文書督促等

平成29年度文書督促1回目：平成30年12月13日付共助第489-1号  
平成29年度文書督促2回目：平成31年3月14日付共助第669-2号

#### 2 市民への説明について

##### (1) 説明していただきたい内容

- ア 事業報告書等を所轄庁へ提出していない理由
- イ 今後の提出の予定

##### (2) 説明の実施方法

市民への説明は貴法人により自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人に委ねられますが、参考例としては以下のものがあります。

- ・貴法人の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・貴法人が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。
- ・適切な人数を収容できる会場において説明会を開催する。

##### (3) 説明等の期限

- ア 説明の実施  
令和元年8月28日（水）
- イ 埼玉県への書面による報告  
令和元年9月11日（水）必着

#### 3 報告書提出先及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
埼玉県県民生活部共助社会づくり課 NPO認証担当  
電話番号：048-830-2823 FAX番号：048-830-4751

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び埼玉県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、埼玉県のホームページ上に掲載して公表します。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合も、その旨を掲載し公表します。

特定非営利活動法人ニート・フリーター支援対策機構  
監事 小島 浩 様

埼玉県県民生活部共助社会づくり課長 谷澤 正行 印



### 市民への説明の要請について

貴法人から、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）第29条の規定に基づく事業報告書等（平成29年度分）の書類が提出されないため、下記1のとおり文書督促を行いました。当該書類は提出されておられません。

ついては、「埼玉県における「NPO法の運用方針」について」に基づき、下記2により市民への説明を実施するとともに、当該説明の実施状況及び内容等を書面により埼玉県まで報告するよう要請します。

なお、3年以上にわたって提出がない場合は、NPO法第43条第1項に基づき、設立認証取消しの処分を行うことになることを申し添えます。

### 記

#### 1 文書督促等

平成29年度文書督促1回目：平成30年12月13日付共助第489-1号  
平成29年度文書督促2回目：平成31年3月14日付共助第669-2号

#### 2 市民への説明について

##### (1) 説明していただきたい内容

- ア 事業報告書等を所轄庁へ提出していない理由
- イ 今後の提出の予定

##### (2) 説明の実施方法

市民への説明は貴法人により自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人に委ねられますが、参考例としては以下のものがあります。

- ・貴法人の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・貴法人が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。
- ・適切な人数を収容できる会場において説明会を開催する。

##### (3) 説明等の期限

- ア 説明の実施  
令和元年8月28日（水）
- イ 埼玉県への書面による報告  
令和元年9月11日（水）必着

#### 3 報告書提出先及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
埼玉県県民生活部共助社会づくり課 NPO認証担当  
電話番号：048-830-2823 FAX番号：048-830-4751

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び埼玉県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、埼玉県のホームページ上に掲載して公表します。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合も、その旨を掲載し公表します。